

総行公第114号
総行給第56号
総行安第53号
環自野発第2511141号
令和7年11月14日

各都道府県総務部長 （人事担当課・安全衛生担当課・市町村担当課・区政課扱い） 各指定都市総務局長 （人事担当課・安全衛生担当課扱い） 各人事委員会事務局長 各都道府県鳥獣行政担当部（局）長	}	殿
---	---	---

総務省自治行政局公務員部公務員課長
総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室長
総務省自治行政局公務員部福利課安全厚生推進室長
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長
（公印省略）

鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の
留意事項等について（通知）

クマ被害対策等に関する関係閣僚会議（令和7年11月14日）において、「クマ被害対策パッケージ」がとりまとめられ、クマ被害対策について、「緊急的な対応、来春に向けて補正予算も活用して短期的に取り組むこと、来年度予算も活用して中期的に取り組むべきことの3段階で迅速かつ着実に実行していく」とされたところです。これを踏まえ、クマ被害対策（緊急銃猟の実施や補助、罠の設置や見回り等の対策、クマ出没時のパトロール、住民等からの問合せ対応など。以下同じ。）に取り組む人材を早急に確保するため、鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用すること等に関連し、以下のとおり留意事項等を通知します。

各地方公共団体におかれては、関係部局と連携の上、これらの点にも留意しつつ、必要に応じて鳥獣の保護及び管理の業務に従事する職員の確保に努めていただきますようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 各地方公共団体における鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員の採用等について

各地方公共団体において、鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する場合には、対象となる職の職務の内容や責任などに応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、臨時・非常勤職員の中から、適切な制度を選択すべきものであること。

また、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対しては、特殊勤務手当が支給できるが、各地方公共団体において、鳥獣の保護及び管理に関する業務が、これらの要件に該当すると判断する場合には、当該業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給して差し支えないこと。

なお、地方公務員の身分を有する者に対する公務災害補償制度の適用については、原則として地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は同法に基づく条例が適用されるものであること。

2 鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員に関する安全管理及び健康確保措置について

鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員の安全管理については、「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー」（※1）や「緊急銃猟ガイドライン」（※2）などを参考に、職員の安全管理に万全を期すること。

クマ被害対策に従事する職員においては、疲労蓄積や過度の心身の負担が特に懸念されることから、職員の心身の健康確保に万全を期すること。

なお、地方公共団体の職員に関する健康確保措置については、「地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置を実効的に運用するための取組の一層の推進について（通知）」（令和6年12月26日付け総行公第111号・総行安第49号）において、時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用に当たって留意すべきことを助言するとともに、「令和7年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等に従事する職員の健康管理・安全衛生について」（令和7年5月30日付け総行安第34号）において、大規模災害が発生した場合、災害対応業務等に従事する職員が十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されるため、交代制による休養の取得や各種メンタルヘルス対策事業を活用するよう助言しており、クマ被害対策に従事する職員の健康確保に当たっても参考にされたいこと。

3 狩猟免許を有する職員に対する緊急銃猟等への協力の呼びかけ等

各地方公共団体において狩猟免許を有する職員に対して、必要に応じて鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条の2第1項に定める緊急銃猟の実施を含む鳥獣の保護及び管理に関する業務への協力を呼びかけられたいこと。

併せて、他市町村に対して緊急銃猟を実施することができる者を紹介する仕組みである「クマ人材データベース」（※3）への登録を呼びかけられたいこと。

また、報酬を得て、兼業により緊急銃猟の実施を含む鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する場合、原則として地方公務員法第38条第1項に規定する任命権者の許可を要すること。当該許可の可否は、当該職員を任用する任命権者が実情に応じて判断すること。なお、勤務時間の一部を割いて兼業先の業務に従事する場合、その勤務時間の一部について職務専念義務を免除する必要があること。

※1 URL <https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

※2 URL <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/doc/guideline.pdf>

※3 URL <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15-2.html>

（職員の採用、兼業許可に関すること）

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
電 話 03—5253—5543

（職員の給与に関すること）

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
給与能率推進室
電 話 03—5253—5549

（職員の公務災害補償、健康確保措置に関すること）

連絡先 総務省自治行政局公務員部福利課
安全厚生推進室
電 話 03—5253—5560

（鳥獣の保護及び管理に関すること）

連絡先 環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
電 話 03—5521—8285